

あなたや家族の将来を支えるために

介護保険制度

今年度から
介護保険料が
一部変わります

平成27年度から実施している、低所得者の保険料軽減措置について、今年度は10月に予定されている消費税率10%への引き上げに合わせて、市民税非課税世帯である第1段階から第3段階までを対象とし、更なる軽減措置を行います。第4段階から第11段階の保険料に変更はありません。

ている医療保険料と一括して納めていただいています。

保険料の納め方

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料の納付は、年金からの引引き（特別徴収）が基本ですが、特別徴収ができない場合に限り、納付書または口座振替での納付（普通徴収）となります。特別徴収ができる人は普通徴収で納付することはできません。なお、40～64歳の人の保険料は、加入し

《特別徴収の対象にならない人》

- 老齢・退職年金、遺族年金、障害年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の人
- 65歳になった直後の人
- 他市町村から転入した直後の人
- 年度当初（4月1日現在）で年金を受給していなかった人
- 年度途中に保険料の所得段階が変更になった人
- 年金を担保にして資金の貸付を受けた人 など

第1号被保険者所得段階別保険料（平成31年度） *抜粋

所得段階	対象者	保険料の割合	年間保険料額
第1段階	生活保護受給者		
	世帯全員が市民税非課税 本人が市民税非課税	次のいずれかに該当する人 ・ 老齢福祉年金受給者 ・ 本人の前年の合計所得金額（年金所得額を除く。）+課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.375 (0.45) 29,359円 (35,231円)
		第1段階に該当せず、本人の前年の合計所得金額（年金所得額を除く。）+課税年金収入額の合計が120万円以下の人	基準額×0.625 (0.63) 48,932円 (49,323円)
第3段階	第1、第2段階に該当しない人	基準額×0.725 (0.75) 56,761円 (58,718円)	

()は軽減前

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また、介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えるための制度です。
一定の介護が必要になったとき、市の認定を受けることで、指定された事業者から介護サービスが受けられます。

介護保険料納入 通知書を発送します

7月12日(金)に、65歳以上の人へ平成31年度介護保険料納入通知書を発送します。保険料額は、本人の前年の所得額や年金収入額と、本人や同じ世帯の人の市民税の課税状況によって算定されています。



介護保険負担限度額 認定証の更新受付が 始まりました

現在の認定証の有効期間は7月31日(木)までです。8月以降分の更新申請のお知らせを発送しますので、引き続き認定が必要な人は申請してください。※この認定証は、介護保険要介護・要支援認定を受け、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している人、短期入所(ショートステイ)サービスを利用している人の食費・居住費(滞在費)を限度額までにおさえ、負担を軽減するものです。※負担段階を判定する対象所得には障害年金や遺族年金などの非課税年金も含まれます。

介護保険料に関する よくある質問

Q サービスを利用しなくても保険料を納めるのですか
A 介護保険は支え合いの制度です。サービスを利用しているかどうかにかかわらず、原則40歳以上の人は全員保険料を納めなければなりません。

《認定の要件》
◇本人が住民税非課税世帯で、世帯を別にする配偶者も住民税非課税であること。
◇預貯金などの資産が、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること。

《申請に必要なもの》
申請書・同意書・印鑑・通帳や株など資産を証明する書類の写し
※配偶者がいる場合は、配偶者の資産を証明する書類の写しも添付してください。

《結果通知・認定証の発送》
7月末以降順次

《申請先》
介護高齢福祉課・各支所住民福祉課

Q 保険料を納めないとどうなるのですか
A 滞納した期間に応じて、介護サービスの利用者負担が3割または4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

介護保険負担 割合証を発送します

8月1日(内)以降の介護保険サービスを利用する際の自己負担割合を記載した証を、7月24日(水)以降順次発送します。

なお、8月1日時点で介護保険要介護・要支援更新(変更)認定申請中の人は、認定結果に同封します。



【問い合わせ先】

介護高齢福祉課

☎ 26-330309

FAX 26-330500

✉ kaigo@city.iga.lg.jp